

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 趣旨

平成 28 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。

これに伴い、関係条例の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正の概要

平成 28 年 10 月 1 日に施行される児童福祉法の改正に伴い、乳児院に置く家庭支援専門相談員の要件等の規定において、引用する法の条文の「項ずれ」の手当を行います。(条例改正案及び引用する法の条文については別紙のとおり)

改正点	条文	
	現行	改正案
乳児院に置く 家庭支援専門相談員の要件 (第 27 条第 7 項)	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は <u>法第 13 条第 2 項各号</u> のいずれかに該当する者	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は <u>法第 13 条第 3 項各号</u> のいずれかに該当する者
児童養護施設に置く 家庭支援専門相談員の要件 (第 56 条第 2 項)		
児童家庭支援センターに置く 職員の要件 (第 112 条第 2 項)		

4 条例施行期日

平成 28 年 10 月 1 日

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案	備考
<p>第3章 乳児院 (職員)</p> <p>第27条(第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 第1項及び第5項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(第8項及び第9項まで省略)</p> <p>第7章 児童養護施設 (職員)</p> <p>第56条(第1項省略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(第3項から第6項まで省略)</p> <p>第14章 児童家庭支援センター (職員)</p> <p>第112条(第1項省略)</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>第3章 乳児院 (職員)</p> <p>第27条(第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 第1項及び第5項の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(第8項及び第9項まで省略)</p> <p>第7章 児童養護施設 (職員)</p> <p>第56条(第1項省略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(第3項から第6項まで省略)</p> <p>第14章 児童家庭支援センター (職員)</p> <p>第112条(第1項省略)</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>項ずれの手当</p> <p>項ずれの手当</p> <p>項ずれの手当</p>

児童福祉法（第13条関係）

改正前	改正後	備考
<p>(児童福祉司)</p> <p>第13条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。</p> <p>2 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</p> <p>三 医師</p> <p>三の二 社会福祉士</p> <p>四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p>	<p>(児童福祉司)</p> <p>第13条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。</p> <p><u>2 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</p> <p>三 医師</p> <p>三の二 社会福祉士</p> <p>四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(第4項から第8項まで省略)</p>	<p>新設</p>